

本願論における伝統と己証

—一願該撰門と真実の五願について—

村地 哲明

親鸞の数多い著書には、如來の本願觀に関して種々なる觀方が顯示されている。いまそれらの中で、如來の救濟を第十八の願に基盤して語らんとする一願該撰門の立場と、かかる義を十一・十二・十三・十七・十八の五願に分開して、以て如來の他力的救濟の深意を顯わさんとする五願分相門の立場とが、見られるのである。そして本研究は、かかる二種の本願觀が、親鸞において成立するに至るまでの歴史的伝統と、さらにそれが宗祖において己証せられてゆく様相を、いささか研究してみたいと思うのである。

印度の佛教では、竜樹・天親等が阿弥陀仏の本願を憶念し、觀知することを勧説せられた。しかしまだその本願が何れの本願であるかを、明説される段階にまでは発展しなかつたのである。つぎに中国の佛教では、淨影・迦才・懷感・璪興・法照等の諸師や、「無量寿義疏」・「西方要決」・「念佛鏡」等の諸著では、おのおの弥陀の本願について興味ある觀方が述べられてい。しかしこれらの諸師には、共通的に第十八願を重要視する、いわゆる一願該撰門の觀方や、或は五願分相門の觀方を開く前提となるようなものは見られない。しかるに真宗の伝灯の聖者とせられている曇鸞・道綽・善導の三師には、真宗の本願

論における歴史的伝統的なものを見出すのである。即ち曇鸞の「論註」上巻には十七・十八の二願が連引せられ、下巻には如來の他力的救濟説の論拠として十八・十一・二十二の三願が的証され、「讚阿弥陀仏偈」(七丁)では十一・十七・十八の三願の成就文に基づける讀詠文が見られる。従つて曇鸞には真実の五願中の、十一・十七・十八の三願が顯わされているのである。道綽の「安樂集」には第十八願文(卷上二十七丁)と、その加減文(卷上三十六丁)とが説き示されているのである。特にこの加減文は、本願論教學史上において注意すべき事柄なのである。また善導は初期の著作とされている「觀念法門」(十ハ・二十二丁)には、因願において第十八願の加減文と、第十九・第二十・第三十五の四願文が挙られ、本願成就文では十一・十七・十八の三願が引用せられているのである。しかし後期の著作とせられている「往生讃讀」と「觀經疏玄義分」とでは、第十八願の加減文のみが顯わされている。これは善導における本願論が六願的的思想から、第十八願の一願思想へと展開することを示唆するものである。しかも道綽・善導の第十八願の加減文を縦密に比較研究するとき、次第にその加減の範囲を縮少して、本願の原文に近づきつつあることである。そして日本の源空に至ると加減文は新作せられず、親鸞に至っては、本願の三信の文に基盤して、三信成就の本願へと己証せられ展開せられたのである。『わが日本においては、平安朝の静照や永觀に至つて、漸く第十八願を念佛往生の本願として顯わされている。しかしかかる義を、明瞭に説き示されたのは源空であった。源空の「選択集」等では第十八願を王本願として、この本願によつて衆生の

救濟が成り立つことを述べられたものである。しかるにここに「三部經大意」(親鸞聖人全集)写伝篇2・九頁以下)の「觀經」の説法下において、十二・十七・十八・十三の四願について、説かれていることが注意を引くのである。即ち親鸞が「教行信証」

において重要な地位を持つ本願とし説かれた、真実の五願中の四願までが、源空においてすでに詳細に説かれているのである。

しかも親鸞はこれを伝統して、「教行信証」の組織構造において展開し、以て第十七願によって「行卷」を顯わし、第十八願に基いて「信卷」を立て、第十一願に立場して「証卷」を

調せられ、かつ第十七願を方便の誓願とし、しかもその叙説においては、源空の「三部經大意」の第十七願の叙説が、引用せられているのが注意を引くのである。

親鸞聖人御伝鈔本文の異同について

藤谷一海

覓如上人に依って、わが宗祖の一代を叙述せられた、いわゆる御伝鈔については、その初稿は、慈俊の「慕帰絵詞」(第五卷第二段)や、自筆康永本御伝鈔與書等に見えるように、伏見天皇の永仁三年十月十二日になり、それより四八年を経て再び覺師に依り執筆完成されたものであるが、その間、再三修正増補がなされたもののがなされたものようである。

即ち、初稿本成立より二ヶ月後永仁三年十一月十三日に写された専修寺本「善信聖人親鸞伝絵」は、上巻六段、下巻七段の上下十三段であるのに、西本願寺本「善信聖人絵」一巻は、上巻に入西房鑑察の段を加えて、上七、下七の十四段となつて居り、更に最後の康永本では上巻に更に蓮位夢想を加えて、上八、下七の上下十五段となつて居る。この形は恐らくかの康永本の奥書に見える暦応二歳の「先年愚草之後一本所持之處、世上闘乱之間、炎上之刻焼失不知行方而今不慮得荒本註留之者也耳、桑門宗昭」とある事よりして、この暦応二年に出来上ったものであつて、かの康永本は最後にこれを自筆清書せられたものである。かかる異義を匡正するために、第十八願の一願該撰門の立場を強調され、第十七願は明瞭に「方便の御誓願」(親鸞聖人全集)書簡篇(一五五頁)と説き給い、以て第十八願を往相廻向の正業正因の本願と顯示せられているのである。もちろん十七・十八の二願を共に真実の本願とする、五願分相の立場を述べられる書簡も一通はあるのである。ところで親鸞が晩年において、かく一願該撰門の立場を強調せられる理由を研究してみると、これは恐らく善鸞の義絶状に示される異義が原因なのであらうか。善鸞の異義とは、第十八願を委める花に喻えて、第十八願を捨てたのである。いわゆる第十八願を委める花に喻えたのは、すでに此の本願を不用なるものとして、これにかわる新本願説を立てたがためであると推定される。そしてかかる新本願は、恐らく第十七願であろうかと推定されるのである。ところで宗祖はかかる異義を匡正するために、第十八願の一願該撰門の立場を強